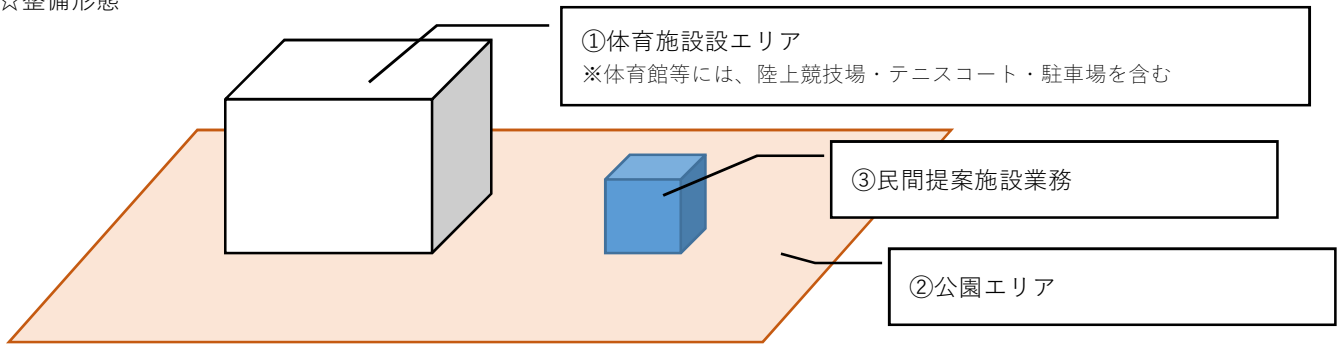


資料3-2 使用料等の考え方

☆整備形態



形態別	整備費用	所有権	活用内容（例）
① 体育施設エリア	市負担 ※1	市	自主事業：スポーツ教室、遊びの教室、イベント等 付帯事業：物販、飲食・休憩スペース、自動販売機、コインロッカー
② 公園エリア	市負担 ※1	市	自主事業：スポーツ教室、遊びの教室、イベント等 付帯事業：物販等
③ 民間提案施設業務	事業者負担	事業者	提案事業：駐車場、カフェ、売店等

※1 内装・設備・備品等は事業者負担

① 体育施設エリア

体育施設の施設整備に係る整備費用は市が負担する。

市などが使用する公用分や体育協会所属団体等が使用する場合などにおいて、減免及び先行予約制度があるが、それ以外の空き枠を利用して、事業者は自主事業について、下表を参考に実施することができる。なお、市が承諾した場合、事業期間中に業務内容を変更することは可能とする。

自主事業及び付帯事業内容 (参考)	目的外使用料等		売上等に応じた取扱料・広告料	
	市への納付	使用料の 決定方法	市への納付	販売・貸出等 料金の決定方法
飲食・休憩スペース（常設有人） の設置	周南市体育施設条例施設使用料を市に支払う	—	不要	事業者提案
スポーツ教室・遊びの教室、イベントの実施 ※1	必要	行政財産の目的外使用に係る使用料条例等に準拠		
自動販売機	必要			
スポーツ用品、飲食物等販売（売店等）	必要			
スポーツ用品等レンタル	必要			
コインロッカー貸出（月極不可）	必要			
広告掲示 ※2	必要			

※1 目的外使用に該当しない自主事業は、施設使用料をSPC自らへ支払うこととする。

※2 事業者による当該提案がない場合には、市は自ら広告・宣伝事業を導入することや、事業者以外の者にこれらの導入に関する業務を委託することができるものとする。

② 公園エリア

園地等の施設整備に係る整備費用は市が負担する。

市などが使用する公用分やスポーツ関係団体が使用する場合などにおいて、減免があるが、それ以外の空き枠を利用して、事業者は自主事業について、下表を参考に実施することができる。なお、市が承諾した場合、事業期間中に業務内容を変更することは可能とする。

自主事業及び付帯事業内容 (参考)	公園の使用許可		売上等に応じた取扱料・広告料	
	市への納付	使用料の 決定方法	市への納付	販売・貸出等 料金の決定方 法
スポーツ教室・遊びの教室、イベントの実施	不要 ※利用料として SPC が徴収。	周南市都市公園 条例に基づく	不要	事業者提案
飲食物の提供（キッチンカー等）				
スポーツ用品、飲食物等販売（売店等）				
スポーツ用品等レンタル ※常設でないものに限る（常設の場合、民間 提案施設（便益施設）として取り扱う）				
コインロッカー貸出（月極不可） ※常設でないものに限る（常設の場合、民間 提案施設（便益施設）として取り扱う）				
広告掲示 ※1				

※1 都市公園条例により広告類の掲示については、原則、禁止しているが、公園利用者・公共の福祉に供するものであれば認める場合があるため、市と協議を行うこと。許可事項かどうかについては市が判断する。

③ 民間提案施設業務

本要求水準書で定める公共施設とは別棟で、都市公園法第5条の規定による設置管理許可に基づき、事業者が任意で整備する施設において実施される業務をいう。当該施設の整備費及び運営等にかかる一切の費用について、市は負担しない。

この手法により民間提案施設を設置する場合、事業実施の有無にかかわらず、事業者は市に許可期間にわたり所定の（公園）使用料を納付しなければならない。なお、市が承諾した場合、許可期間中に許可された内容を変更することは可能とする。

提案できる施設（業務内容）は、一般公衆の利用に供するものであり、公園づくりを促進し、スポーツ、こどもの遊び、散策など様々な利用者の賑わいや憩いの中核となる施設とし、下表のとおり実施することができる。詳細は、「要求水準書」の「第8章 民間提案施設業務に関する事項」を参照すること。

提案事業業務内容 (便益施設等)	(公園) 使用料		売上等に応じた取扱料	
	市への納付	使用料の決定方法	市への納付	販売・貸出等 料金の決定方法
駐車場・カフェ・ 売店等	必要	周南市都市公園条例に基 づく※	不要	事業者提案

※ 周南市都市公園条例の改正（令和4年6月市議会議決済み）を予定しており、設置管理許可前年度の固定資産税評価額の4%/年とする。

参考として新水泳場設置予定地についての令和4年度の固定資産税評価額 36,480 円/㎡である。